

一般社団法人資源・素材学会（以下、「本会」という）が編集、出版する刊行物の編集に関して定める。

（組織）

本会に常置委員会として編集・出版委員会をおき、その下に論文誌委員会および会報誌委員会をおく。

2 編集・出版委員会は、論文誌委員会および会報誌委員会の調整、および論文誌委員会または会報誌委員会に属さない本会の出版事業に関する事項全般を所掌する。

3 論文誌委員会は、本会が刊行する論文誌「Journal of MMIJ」および本会が参加する共同刊行誌「Materials Transactions」に投稿される論文類の査読、公開および査読、公開に関する事項、および特集号、小特集号の企画、編集、公開および企画、編集、公開に関する事項を所掌する。

4 会報誌委員会は、本会が刊行する会報誌「季刊 資源と素材」の企画、編集、出版および企画、編集、出版に関する事項を所掌する。

（委員長）

編集・出版委員会、論文誌委員会、および会報誌委員会の各委員会に委員長を置く。

編集・出版委員会、論文誌委員会、および会報誌委員会の各委員長は各委員会の業務を統括、遂行する。

編集・出版委員会、論文誌委員会、および会報誌委員会の委員長は、編集・出版担当業務執行理事が兼任する。

編集・出版担当業務執行理事の選任は、編集・出版委員会が推薦し、理事会が承認した候補者を社員総会において理事に選任し、理事会において編集・出版担当業務執行理事に選定することをもって行う。

編集・出版担当業務執行理事の任期は原則として、理事任期2期の2年とし、7期7年以上の重任は認めない。

編集・出版担当業務執行理事が欠けることにより、各委員長が欠けたときは、社員総会において選任された補欠の理事を理事会において編集・出版担当業務執行理事に選定することをもって後任の委員長とする。

<補足説明：委員長のみ理事候補者として理事会承認を受けることを要するが、他の副委員長、幹事長、幹事、委員の理事会承認は不要とする>

（副委員長・幹事長）

編集・出版委員会、論文誌委員会、および会報誌委員会の各委員会にそれぞれ2名以内の副

委員長および1名以内の幹事長を置くことができる。

副委員長および幹事長は委員長を補佐して業務を掌理し、委員長に事故があり一時的に職務の遂行が困難となったときは、予め定めた順序により、定められていた職務を分担遂行する。委員長が欠けたときは、後任の委員長が選任されるまでの間、前項に従い副委員長または幹事長が職務を執行する。

副委員長および幹事長は、正会員のなかから委員長の指名により選任する。

副委員長および幹事長の任期は1年とし、重任を妨げない。

(編集・出版委員会)

編集・出版委員会の委員は、論文誌委員会委員及び会報誌委員会委員のなかから5名以上10名以内を編集・出版委員長の指名により選任する。

編集・出版委員会委員の任期は1年とし、重任を妨げない。

編集・出版委員会は、必要に応じて委員長が招集して開催するほか、メールまたはオンライン審議により必要な業務を遂行する。

(論文誌委員会)

論文誌委員会の委員は、分野ごとのバランスを考慮し、総数6名以上12名以内とする。

論文誌委員会の委員任期は3年とし、原則として重任は認めない。

退任する論文誌委員会委員の後任、または追加する論文誌委員会委員は、正会員のなかから論文誌委員会が推薦した候補者を、委員長が指名し選任する。

論文誌委員会は原則として年間2回開催する他、メール審議により必要な業務を遂行する。

(会報誌委員会)

会報誌委員会に幹事長をおく。

幹事長は記事分類毎に各1名の幹事、および記事毎に各1名の主担当、副担当を、正会員のなかから指名し選任する。幹事が主担当または副担当を兼任することを妨げない。

幹事長、幹事により幹事会を構成する。

会報誌委員会委員の任期は3年とし、原則として重任は妨げない。

幹事会は原則として年間4回、会報誌の刊行スケジュールに合わせて開催する。

委員長、幹事長、幹事、主担当、副担当により会報誌委員会を構成する。

会報誌委員会は原則として年間2回、秋季大会、春季大会に合わせて開催する他、メールやオンライン審議により必要な業務を遂行する。

(規程の改廃)

本規程の改廃は、理事会の議決を得て行う。